

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第32回

コロナ禍の税務調査はどう変わったか？

昨年末にかけてコロナの感染者は減少していましたが、1月からオミクロン株が猛威を振るっています。確定申告期限も3年連続で申告期限延長

となりまして。今回はコロナ禍で税務調査がどのように変化したのかをお話しします。

税務調査は、2021年10月以降コロナ感染者の沈静化とともに増加し、知人税理士も税務調査に忙殺されているとのこと。この時期の統計はまだ出ていませんが、令和元年度(※)と

(図表1) 実地調査の状況

| 項目 | 事務年度等 | | 前年対比 |
|--------------|---------------|---------------|--------------|
| | 令元 | 令2 | |
| 実地調査件数 | (千件) 76 | (千件) 25 | (%) 32.7 |
| 申告漏れ所得金額 | (億円) 7,802 | (億円) 5,286 | (%) 67.7 |
| 追徴税額 | (億円) 2,367 | (億円) 1,936 | (%) 81.8 |
| 調査1件当たりの追徴税額 | (千円) 3,135 | (千円) 7,806 | (%) 249.0 |

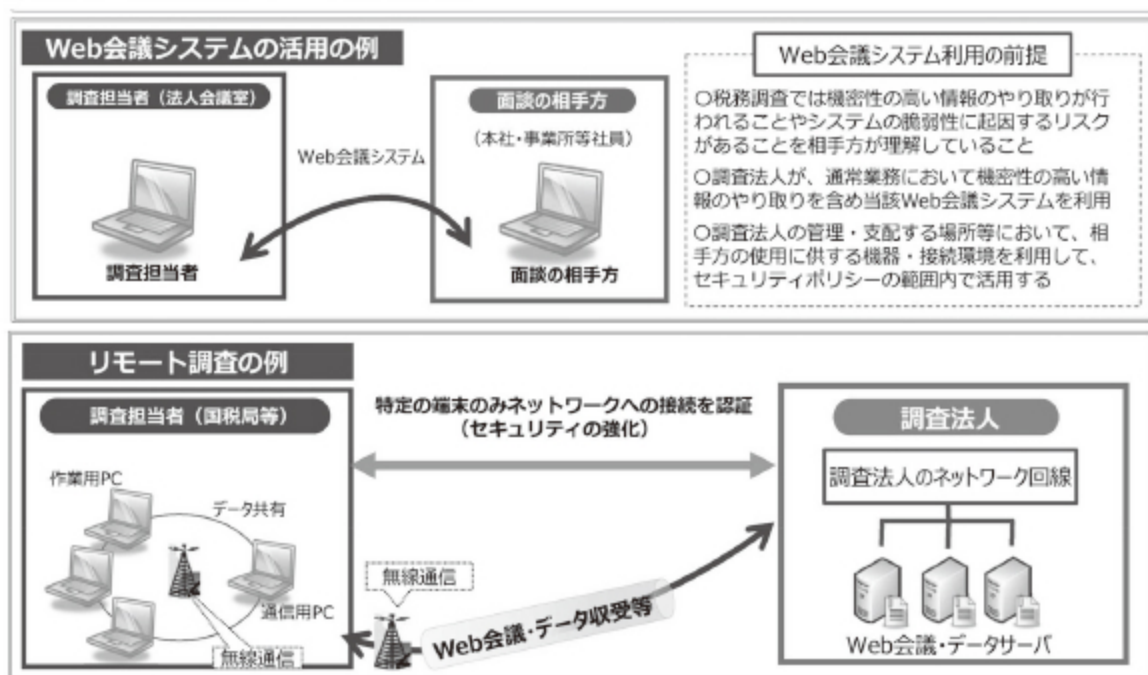
※国税庁ホームページより

(図表2) 簡易な接触の状況

| 項目 | 事務年度等 | | 前年対比 |
|----------|------------|------------|--------------|
| | 令元 | 令2 | |
| 簡易な接触件数 | (千件) 44 | (千件) 68 | (%) 156.5 |
| 申告漏れ所得金額 | (億円) 42 | (億円) 76 | (%) 179.2 |
| 追徴税額 | (億円) 27 | (億円) 62 | (%) 228.7 |

※国税庁ホームページより

(図表3) Web 会議システム等の活用



※国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」より一部抜粋

2年度の調査実績が発表されているのでみてみましょう(図表1参照)。

令和2年度の法人税の税務調査の件数は前年度から大きく減少し、昭和42年度以降、最低となりました。法人税の申告漏れ所得金額も5286億円(前年度7802億円)、追徴税額は1936億円(前年度2367億円)と減少しました。半面、調査1件当たりの追徴税額は780万円(同313万円)と増加し、平成22年度以降最高となりました。

これは1月24日付の本経済新聞によると、「例年のような調査件数を確保できない分、事前の調査などにより力を注ぎ、悪質性が高いと見込まれる企業の調査に集中した結果」とありま

す。また記事、ある国税幹部は「今後も実地調査件数を一気には増やすのは、かなり厳しいと思う。実地調査には行けないが、手紙や電話などによる連絡な

「例年のような調査件数を確保できない分、事前の調査などにより力を注ぎ、悪質性が高いと見込まれる企業の調査に集中した結果」とありま

す。また記事、ある国税幹部は「今後も実地調査件数を一気には増やすのは、かなり厳しいと思う。実地調査には行けないが、手紙や電話などによる連絡な



「リモート調査」とは!?

さらには国税庁では、今後の税務調査は「リモート調査」を多く活用すると発表しています。

リモート調査とは、

①調査担当

者が調査先法人の会議室などに入り、②その法人が使用しているWEB会議システム・端末を活用し、③担当者と画面越しにやり取りをしながら、④法人のデータサーバへアクセスすると同時に分析を行うというものです(図表3参照)。これに

ともない、本社や遠隔地の支店・工場などに勤務する従業員へのリモート調査も可能です。図らずもコロナにより税務調査のIT化が進みそうです。すでに令和2年度に調査に着手した大規模法人のうち約3割でリモート調査を行ったという報告もあります。今後は中小法人に対してもリモート調査を行う方針とのこと。

この税務行政の「デジタル・トランスフォーメ

ど納税者と接触する機会を増やしていくことは重要だ」と話します。

国税庁では、実地調査ではなく手紙などにより自発的な誤りを是正する措置にも力を入れた結果、「申告内容に誤り等が想定される納税者等に対して簡易な接触により自発的な申告の見直し要請を6万8千件実施した」とあります。これにより簡易な接触件数は156%、追徴税額は228.7%増加しています(図表2参照)。この簡易な接触は今後も増加していくと思われる。

※文中の「年度」は税務に関する事務年度のこと(7月〜翌6月をいう)

「リモート調査」とは!?

さらには国税庁では、今後の税務調査は「リモート調査」を多く活用すると発表しています。

リモート調査とは、

①調査担当

者が調査先法人の会議室などに入り、②その法人が使用しているWEB会議システム・端末を活用し、③担当者と画面越しにやり取りをしながら、④法人のデータサーバへアクセスすると同時に分析を行うというものです(図表3参照)。これに

ともない、本社や遠隔地の支店・工場などに勤務する従業員へのリモート調査も可能です。図らずもコロナにより税務調査のIT化が進みそうです。すでに令和2年度に調査に着手した大規模法人のうち約3割でリモート調査を行ったという報告もあります。今後は中小法人に対してもリモート調査を行う方針とのこと。

この税務行政の「デジタル・トランスフォーメ

【事務所紹介】

蛭田昭史税理士事務所、顧問先数700社超で税務調査省略率100%!

東京都品川区西五反田7の22の17 T O Cビル11F、電話03-3490-3277

ぜひホームページをご覧ください!

<https://www.hinataikai.com/>

ーション(DX)」は、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、税務調査だけでなく、幅広いデータの分析により、課税・徴収の効率化、高度化が可能になります。小手先の脱税が通用しなくなるのはたいへん良いことですが、税務当局が自社のネットワークに入るのに危惧を抱く経営者は少なくないでしょう。それを避けるためには、書面で経理および税務処理を記載する『書面添付制度』を活用し、税務調査自体の省略を目指すのが最善だと考えます。